

令和6年10月17日（木）

医務国保課

担当：棟保、石川（3324、3329）

（ダイヤルイン）087-832-3256

AED（自動体外式除細動器）の 屋外への設置について

AED（自動体外式除細動器）については、平成16年に非医療従事者である一般市民にも使用が認められたことから、今日では、誰でも利用できるよう、公共施設や民間企業等、人が多く集まる場所に設置されています。

当県においても、県有施設へAEDを設置し、普及推進に取り組んできました。

この度、県有施設2か所において、AEDを新たに屋外へ設置し、誰でも24時間利用できるようにします。

【AEDを屋外へ設置する施設】

- 天神前分庁舎東側出入口横

令和6年10月24日（木） 15時設置予定

- 香川県立アリーナ 南エントランス付近

令和6年12月2日（月）から令和7年1月31日（金）までの間で設置予定

（※県立アリーナのオープンは令和7年2月24日（月）予定です。）

【AEDの使用について】

AEDは、電源を入れると、使用方法を指示する自動音声流れるので、誰でも救命活動を行うことができます。

心肺機能停止傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生を実施した場合の生存率は圧倒的に高くなっており、心肺蘇生が実施されなかった傷病者の1ヶ月後生存者数の割合が6.6%であるのに対し、一般市民がAEDを使用して救命措置を行った場合の1ヶ月後生存者数の割合は50.3%にまで高まり、心肺蘇生が行われなかったときと比べて生存率は7.6倍となっています。（総務省消防庁「令和5年版 救急救助の現況」参照）

心停止の状態でももしない場合、救命率は1分たつごとにおよそ10%ずつ下がってしまうため、救急隊が到着する前にできるだけ早く胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行い、ためらわずAEDを使用してください。